

規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第九十七号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4 児童相談所長は、法第十二条第三項の規定による制限を行うときは様式第六号の面会・通信制限決定通知書を、法第十二条第三項の規定による制限を解除するときは様式第七号の面会・通信制限解除決定通知書を児童虐待を行った疑いがあると認められる保護者に交付するものとする。

様式第六号及び様式第七号を次のように改める。

様式第 6 号（第 4 条関係）

面会・通信制限決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第 12 条第 1 項・第 3 項の規定に基づき、次のとおり
児童との面会・通信の制限を行います。

対象となる児童	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を受ける者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあつては、その名称)	
	生 年 月 日	
制限する内容 1 児童との面会（全部・一部） 2 児童との通信（全部・一部）		
制限を行う理由となった事実の内容		
連絡先		

教示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成 17 年埼玉県規則第 3 号）別記第 1 の 1 の規定による文を記載して行うこと。

面会・通信制限解除決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長 印

年 月 日付け 第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第 12 条第 1 項・第 3 項に基づく次の児童との面会・通信の制限を解除します。

対象となる児童	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を解除される者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、その名称)	
	生 年 月 日	
制限を解除する理由		
連絡先		

附 則

この規則は、令和七年十月二十日から施行する。